五十六　使用権資産　リースの対象となる資産を使用する権利をいう。
五十七　ファイナンス・リース　契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第百八条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。
五十八　所有権移転ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。
五十九　所有権移転外ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。
［六十～六十九　略］
七十　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。

（資産の部の区分）

第七十四条　［略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ハ　略］

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

［ヘ～タ　略］

二　次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

［イ～ト　略］

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

［リ・ヌ　略］

三　次に掲げる資産　無形固定資産

［イ～リ　略］

ヌ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで、ト、チ及びルに掲げるものである場合に限る。）

ル　［略］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ～ホ　略］

ヘ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

五十六　リース物件　リース契約により使用する物件をいう。
五十七　ファイナンス・リース取引　リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。
五十八　所有権移転ファイナンス・リース取引　ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。
五十九　所有権移転外ファイナンス・リース取引　ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。
［六十～六十九　同上］
七十　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

（資産の部の区分）

第七十四条　［同上］

2　［同上］

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ハ　同上］

ニ　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

［ヘ～タ　同上］

二　次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

［イ～ト　同上］

チ　リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

［リ・ヌ　同上］

三　次に掲げる資産　無形固定資産

［イ～リ　同上］

ヌ　リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）

ル　［同上］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ～ホ　同上］

ヘ　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの